

## 大阪府認定リサイクル製品認定申請書 記載要領

### <申請できる製品について>

- 認定の対象となる製品は、以下のいずれにも該当する再生品です。
  - ・府内で発生する循環資源を使用し、日本国内で製造されたもの。  
または、日本国内で発生する循環資源を使用し、府内で製造されたもの。
  - ・生活環境汚染防止に関する措置が講じられている事業場において、適法に製造されたもの
  - ・府内で販売されるもの。または、申請日から6か月以内に府内で販売されることが確実であるもの。
  - ・認定要領別表第1に定める品目に該当するもの  
例：文具・事務用品、プラスチック製品、エコマーク商品 等  
(認定要領：<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/yoryo.html>)
  - ・認定要領別表第2に定める認定基準に適合しているもの  
例：JIS、JAS、エコマーク商品認定基準 等

### <申請の手数料について>

- 申請の手数料は1申請につき18,000円です。  
手数料納付窓口（大阪府咲洲庁舎1階）またはコンビニにて納付してください。
  - ・令和2年度から、手数料のコンビニ納付が可能となりました。  
詳しくは、府ホームページ「認定申請のご案内」をご覧ください。  
<https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/guidance.html>
- 認定申請に伴う試験・検査及び証明書の発行などに係る一切の経費は、申請者負担です。
- 審査手数料のため、認定できない場合もご返却しません。

### <申請書について>

- 基本的に、1製品につき1申請です。ただし、同じ原料及び工程で製造されるものについては、製品の大きさ、形状、色などが異なる場合であっても、1つにまとめて申請を行うことができる場合がありますので、事前にご確認ください。  
例)食器・タイルブロック・プラスチック製品 … 形・大きさのみが異なるもの 等  
※複数の製品を1つにまとめて申請する場合は、申請書の製品欄を一覧表にした別様式をご用意しています。
- 申請書及び添付資料については正本・写し(副本)の計2部、サンプルについては1つご提出ください。  
※認定期間の満了により再申請を行う場合は、サンプルの提出を省略できる場合がありますので、申請時にご確認ください。
- 試験データは、原則として申請日より3年以内に実施したものを添付してください。

**申請書(表面) 記入例**

様式第 1 号(第 4 条関係)

\*\*\*年\*\*月\*\*日

大阪府認定リサイクル製品認定申請書

A

大阪府知事 様

申請者

住所 **大阪市\*\*区\*\*1-2-3**

氏名 **〇〇産業株式会社**

**代表取締役** 〇〇 〇〇

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 **\*\*-\* \*\* \*-\*\* \*\* \***

B

大阪府リサイクル製品認定要領第 4 条第 1 項の規定により、次のとおりリサイクル製品の認定を申請します。

1 別表第 1 に掲げる分類番号及び品目名	分類番号	品目名
	<b>9</b>	<b>土木・建築用製品 (舗装材)</b>
2 製品名	} <b>別紙一覧表のとおり</b>	
3 製品の主な仕様		
型番		
大きさ・重量等		
用途		
特徴		
4 製造加工場所	名称	<b>〇〇産業株式会社**市工場</b>
	所在地	<b>**市***3-4</b>
5 大阪府内の主な販売拠点	名称	<b>〇〇産業株式会社大阪営業所</b>
	所在地	<b>大阪市**区**1-2-3</b>
6 販売方法等	販売場所及び販売方法	<b>府内のホームセンター等で小売販売</b>
	製品等に関する問合せ先	<b>別紙 1 のとおり</b>

**A**申請日

府へ申請書をご提出いただく年月日をご記入ください。

**B**申請者

申請する製品を自ら「製造する者」もしくは「販売する者」が申請できます。氏名又は名称及び代表者名を記名してください（押印の必要はありません）。  
※住所及び氏名は認定証に記載します。

**C**「1 別表第1に掲げる分類番号及び品目名」（令和2年4月変更）※p.17参照

認定要領別表第1をご覧ください、申請する製品が該当する分類番号と品目名をご記入ください。なお、エコマーク取得済の製品については、該当するエコマーク商品タイプの類型番号及び類型名もご記入ください。

（例）分類番号 12 品目名 その他（エコマーク商品 No.131「土木製品」）

**D**「2 製品名」「3 製品の主な仕様」

申請する製品が1つである場合は、直接ご記入ください。複数の製品をまとめて申請される場合は、**一覧表**にまとめてご記入いただくことができます。

※**一覧表**の様式は、府ホームページに掲載しています。

- 製品名：製品の名称（商品名）をご記入ください。
  - 型番：製品の型番をご記入ください。
  - 大きさ・重量等：製品の縦、横、高さ、容量、重量などをご記入ください（単位もご記入ください）。
  - 用途：製品の使用用途が分かる一般的な名称、または、製品の用途・機能を具体的にご記入ください。
  - 特徴：再生品であること以外の商品のアピールポイントを記載してください。
- ※「用途」「特徴」については、認定後、府ホームページやパンフレットなどに記載する紹介の参考にさせていただきます。

**E**「4 製造加工場所」

- 所在地：実際に製品の製造加工を行っている工場の所在地をご記入ください。
- 名称：工場の名称をご記入ください。  
委託製造を行っている場合は、委託先の会社名、事業所名をご記入ください。また、複数の工場で製造している場合や加工の工程ごとに加工場所が異なる場合などは、主な製造加工場所をご記入ください。

**F**「5 大阪府内の主な販売拠点」

大阪府内の主な販売拠点（営業部、大阪支店等）の所在地、名称をご記入ください。

**G**「6 販売方法等」

- 販売場所及び販売方法：  
エンドユーザーへの販売場所及び販売方法などをご記入ください。  
（例）・全国の百貨店、スーパーなどで販売  
・上記販売拠点で直接販売  
・上記販売拠点で販売代理店を紹介  
・自社ホームページで販売 等
- 製品等に関する問合せ先：  
「別紙1のとおり」と記入し、**別紙1**をご記入ください。

申請書(裏面) 記入例

7 製品の 原材料 の状況	循環資源	名称	都市ごみ焼却灰									
		発生場所	〇〇市									
		使用量(配合率)	70%									
	循環資源以外	名称	石灰									
		使用量(配合率)	30%									
8 品質保証に関する規格等の適合状況			JIS R 5214 エコセメント エコマーク商品類型No.131「土木製品Version1.17」に適合									
9 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許認可等			産業廃棄物収集運搬及び処分業許可 大阪府第****号									
10 製造の 品質・ 安全性へ の配慮	特別管理廃棄物の 使用の有無	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無										
	土壌汚染有害物質が 含有される 可能性の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	含有の可能性のある場合は、試験の方法等 別紙2のとおり									
	品質管理の状況	ISO9001 認証取得(登録番号JSAQ****) 別紙2のとおり、品質管理担当者を定め日常点検等を実施。										
	強度・耐久性等	規格・基準	試験の方法等 JIS R 5214							別紙2のとおり		
11 環境法令等の遵守状況			別紙3のとおり									
12 当該製品の使用済品の 回収及びリサイクルの状況			<input type="checkbox"/> 当該製品の使用済みを製造者が自ら回収し、回収した使用済みが 素材としてリサイクルされる <input checked="" type="checkbox"/> 上記以外(使用済品は回収しない、できない等)									
13 年間生産・販売(予定)量			別紙4のとおり									
14 販売価格(標準小売価格)			1,000円/㎡									
15 販売開始(予定)日			平成元年1月～									
16 その他参考事項			特になし									
17 申込番号(コンビニ納付のみ)			C	1	2	3	4	5	6	7	8	9
備考												
1 品質保証に関する規格等とは、日本産業規格(JIS規格)、日本農林規格(JAS規格)、大阪府土木工事 共通仕様書、エコマーク商品認定基準、その他認定製品の品質を確認する規格等として適当と認め られたものをいう。												
2 環境法令等とは、大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪 府生活環境の保全等に関する条例等をいう。												
3 この届出書の提出部数は、正本一部及び写し一部とする。												

添付書類等

- 1 当該製品のサンプル及び写真
- 2 申請者の事業概要を示す書類(会社案内、パンフレット等)
- 3 当該製品の製造加工場所の付近見取図
- 4 当該製品の製造加工工程図(製造フロー)
- 5 当該製品の説明書等
- 6 大阪府リサイクル製品認定要領第6条第1項の基準に適合していることを証する書類  
(JIS規格等への適合確認証明、エコマーク商品認定証、原材料ごとの成分含有試験の結果書等)
- 7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類
- 8 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し
- 9 手数料の納付確認書
- 10 その他審査に必要な書類、図面

(日本産業規格A列4番)

## H

「7 製品の原材料の状況」

## ●循環資源の名称：

申請される製品が1つの場合は、直接ご記入ください(例1)。複数の製品をまとめて申請される場合は、**一覧表**にまとめてご記入いただくことができます(例2)。

複数の循環資源を使用している場合は、循環資源ごとに具体的な名称をご記入ください。

(例)使用済みペットボトル、廃食用油、ガラスくず 等

注：原則として、「原材料の供給証明書」の添付が必要です(詳しくは**Q 添付書類等 10**参照)。

## ●循環資源の発生場所：

発生場所が特定される場合は、できるだけ具体的にご記入ください(例・(〇〇産業)大阪工場 等)。具体的な発生場所が特定できない場合は、「大阪府内全域」など、発生する範囲でご記入ください。

## ●使用量(配合率)：製品全体に占める当該循環資源の重量(kg)割合を%でご記入ください。特に汚泥を原料とする場合は、水を加える前の汚泥の重量で計算してください。

## ●循環資源以外の名称、使用量(配合率)：循環資源と同様にご記入ください。

## I

「8 品質保証に関する規格等の適合状況」

- ・ JIS などの規格に適合している製品については、規格などの名称・番号をご記入ください。
- ・ 大阪府土木工事共通仕様書の基準に適合している場合は、「大阪府土木工事共通仕様書に適合」とご記入ください。
- ・ エコマーク認定を受けている製品については、「エコマーク認定番号」、「エコマーク認定基準類型番号」及び「エコマーク商品類型名」をご記入ください。
- ・ その他、自主基準などにて品質を管理している場合は、その内容と適合状況をご記入ください。

## J

「9 生産及び販売するにあたって必要な廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)に基づく許認可等」

- ・ 廃棄物処理法の処分業(中間処理)の許認可を得て製品の生産・販売を行っている場合は、許可番号を記入し、許可証の写しを添付してください。
- ・ 原材料を専ら物(古紙、空き缶等の金属、空き瓶類、古繊維)として受け入れている場合は、「専ら物のみのため、該当なし」とご記入ください。
- ・ 原材料を有価で購入しているなど、許認可が不要の場合はその旨をご記入ください。  
(例)有価で購入しているため該当なし 等

## 「10 製造の品質・安全性への配慮」

### ●特別管理廃棄物の使用の有無：

特別管理廃棄物の使用の有無について、該当する欄にチェックしてください。

なお、特別管理廃棄物を使用している場合は、認定できません。

### ●土壌汚染有害物質が含有される可能性の有無：

- ・次表に掲げる循環資源を原料として使用した製品の場合は、「有」にチェックしてください。「別紙2のとおり、試験を実施」と記入し、**別紙2**をご記入ください。
- ・次表に該当しない場合は、「無」にチェックしてください。この場合であっても、自主的に分析などを実施している場合は、**別紙2**をご記入ください。

循環資源	必要な試験結果※
がれき類 (コンクリート塊 等)	製品について 溶出量(六価クロムのみ)
建設汚泥	製品について 溶出量 及び 含有量
スラグ (鉄鋼スラグ (高炉スラグ・ 製鋼スラグ)・ 熔融スラグ 等)	原料または製品について 溶出量 及び 含有量 ※製品が骨材である場合は、 コンクリート骨材 JIS 項目

※土壌汚染対策法施行規則(平成 14 年 12 月 26 日環境省令第 29 号)別表第四に掲げる土壌溶出量基準及び別表第五に掲げる土壌含有量基準に係る試験結果をご提出ください。

※循環資源の発生元別に試験を実施し、試験結果をご提出ください。

※原料の試験結果が基準を超過している場合、製品の試験結果を併せてご提出ください。

### ●品質管理の状況：

「別紙2のとおり」と記入し、**別紙2**をご記入ください。

### ●強度・耐久性等：

- ・強度、耐久性についての JIS などの規格・基準がある場合  
規格・基準の欄…規格などの名称、番号 を記入。  
試験方法等の欄…「別紙2のとおり」と記入。  
※**別紙2**の定期試験・不定期試験の欄に具体的な試験方法などを記入し、その試験結果を添付してください。
- ・強度、耐久性についての規格がない場合  
規格・基準の欄：「該当する規格なし」とご記入ください。  
試験方法等の欄：自主検査を行っている場合は、「別紙2のとおり」と記入し、**別紙2**をご記入ください。  
自主検査を行っていない場合は「試験などは実施していない」とご記入ください。

#### L 「11 環境法令等の遵守状況」

「別紙3のとおり」と記入し、**別紙3**に大気汚染防止法、水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法、大阪府生活環境の保全等に関する条例(大阪府外で製造する場合は、製造工場の所在する都道府県の環境関連条例)、市町村の環境関連条例など、製造工場が適用を受ける法・条例とその遵守状況についてご記入ください。

#### M 「12 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況」

製品の使用済品の回収状況についてご記入ください。

使用済品を製造者が自ら回収<sup>※</sup>し、回収した使用済品が素材としてリサイクルされる場合は、『繰り返しリサイクルされる製品』として、「なにわエコ良品ネクスト」と認定されます。

※『製造者自ら回収』には、製造者の関連会社などが回収している場合、製造者から回収業務を受託している事業者が回収している場合を含みます(ただし、当該製品を同種他製品と区別せず回収している場合は除きます)。

#### N 「13 年間生産・販売(予定)量」・「14 販売価格(標準小売価格)」・「15 販売開始(予定)日」

##### ● 「13 年間生産・販売(予定)量」:

申請する製品が1つの場合は、「別紙4のとおり」とご記入いただき、**別紙4**に直近3年間の年間生産実績量及び販売実績量などをご記入ください。

新製品などで過去の実績がない場合は、予定量をご記入ください。

複数の製品をまとめて申請する場合は、**一覧表**にまとめてご記入いただくことができます。

##### ● 「14 販売価格(標準小売価格)」及び「15 販売開始(予定)日」:

申請する製品が1つの場合は、直接ご記入ください。

複数の製品をまとめて申請する場合は、**一覧表**にまとめてご記入いただくことができます。

標準小売価格は、税抜き額をご記入ください。標準小売価格がない場合は参考価格をご記入ください。

#### O 「16 その他参考事項」

当該製品について特筆すべき事項があればご記入ください。

#### P 「17 申込番号 (コンビニ納付のみ)」

申請の手数料をコンビニで納付された方は、「大阪府コンビニ等納付サービス」で登録した際に発行されたC+9桁の申込番号をご記入ください。(申込時に送付されるメールにも記載してあります。)

なお、手数料納付窓口にて納付された方は記入の必要はありません。



- 「1 当該製品のサンプル及び写真」

製品がどのようなものか分かるよう、サンプル及び写真をご提出ください。  
※写真は、認定後、府ホームページやパンフレットなどで使用します。施工状況や使用状況など、製品のイメージが分かるようなものをご提出ください。  
※サンプルは、認定後、イベントなどでの展示に使用させていただく場合があります。
- 「2 申請者の事業概要を示す書類(会社案内、パンフレット等)」

会社の組織、事業内容などが分かる会社案内などを添付してください。
- 「3 当該製品の製造加工場所の付近見取図」

最寄駅からの道順が分かるもの(地図などのコピーも可)を添付してください。
- 「4 当該製品の製造加工工程図(製造フロー)」

原材料の投入経路も含め、製品の製造工程を具体的に示したフロー図を添付してください。
- 「5 当該製品の説明書等」

製品説明書・仕様書などの、製品の用途や特徴が分かる資料を添付してください。
- 「6 大阪府リサイクル製品認定要領第6条第1項の基準に適合していることを証する書類」
  - ・規格などへの適合証明書

JIS、JASなどの各種規格への適合証明、または、エコマークなどの認定などを受けている製品については、それを証する書類の写しを添付してください。その他の品質などに関する基準については、それに適合していることを証する第三者機関による検査データなどの写しを添付してください。

(例) 再生クラッシュランの性能試験  
業界の自主基準に基づく破壊試験 等
  - ・土壌汚染有害物質の含有状況を証する書類

☑に該当する循環資源を使用している場合は、計量証明事業者による試験結果書(計量証明書)の写しを添付してください。
- 「7 当該製品の使用済品の回収及びリサイクルの状況を示す書類」

製品の使用済品を回収し、再びリサイクルしている場合は、その状況が分かるものを添付してください。

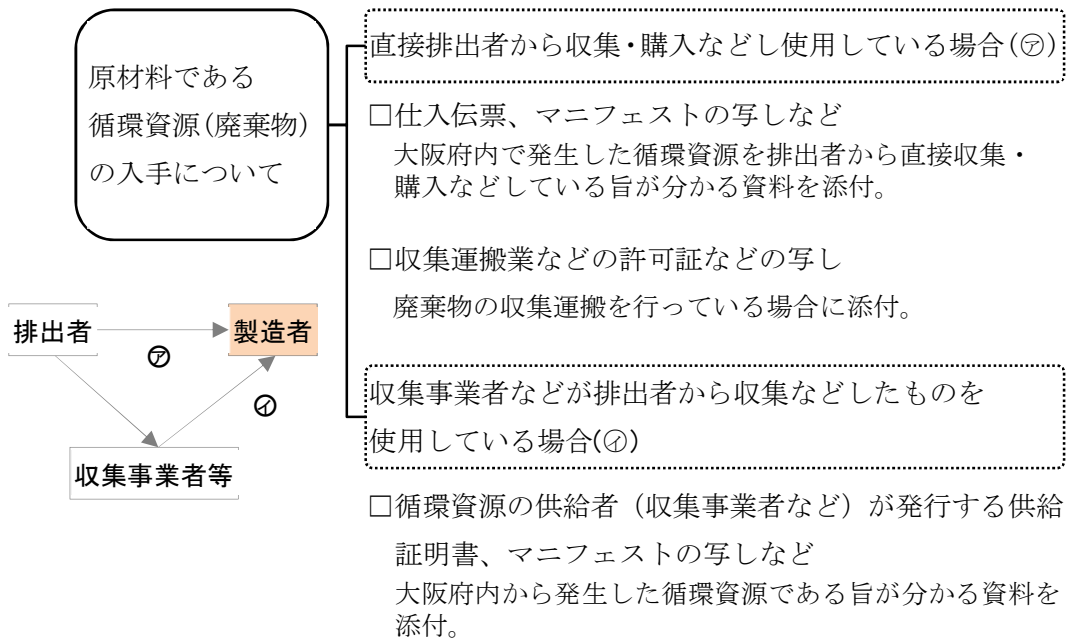


- 「8 再申請の場合は、既に交付された大阪府認定リサイクル製品認定証の写し」  
過去に認定を受けていた場合は、当時の大阪府リサイクル製品認定証の写しを添付してください。
  
- 「9 手数料の納付確認書」  
手数料納付窓口で納付した場合は領収書を、コンビニで納付した場合は「大阪府手数料納付済証」を添付してください。（一部のコンビニでは領収書のみ発行されます。その場合は領収書の写しを添付してください。）

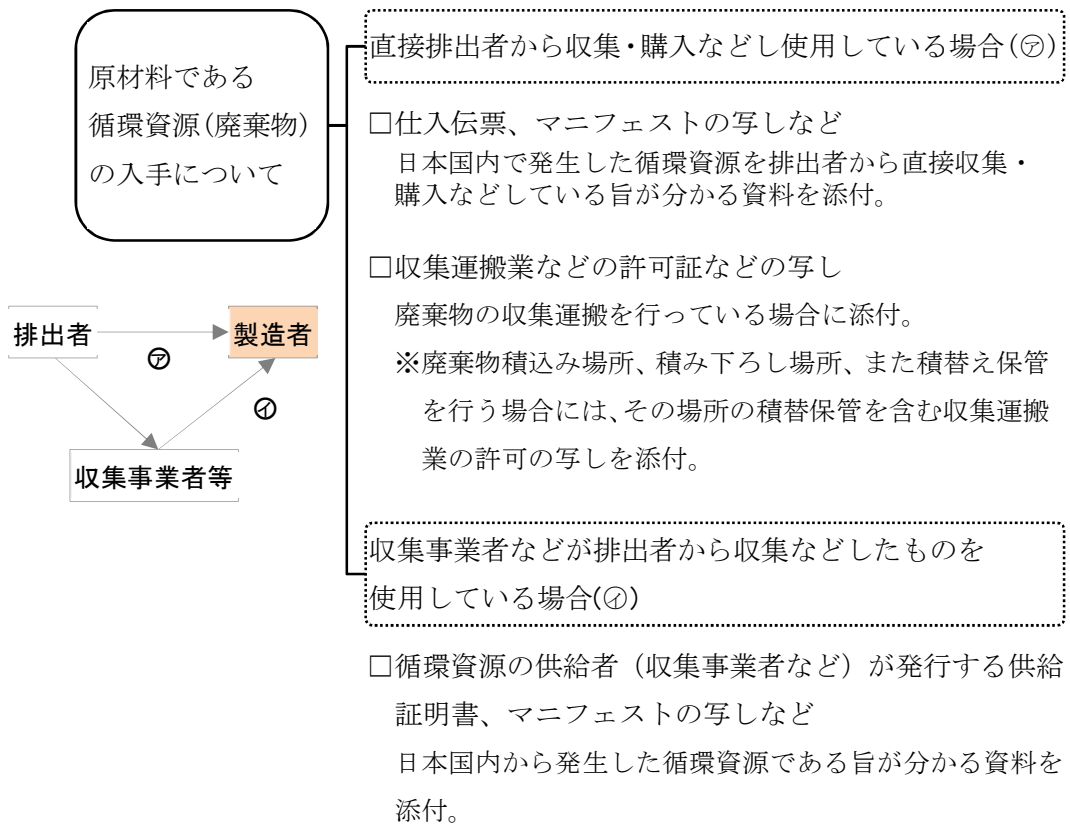
● 「10 その他審査に必要な書類、図面」

(1) 原材料である循環資源の供給証明書など

①大阪府内で発生した循環資源を原材料として使用している場合



②日本国内で発生した循環資源を原材料としており、府内で製造している場合



(2) その他

審査に当たって必要に応じ、その他の資料を添付していただくことがあります。

**別紙 1 記入例**

別紙 1 (様式第 1 号関係)

大阪府リサイクル製品認定制度の申請製品の問合せ先等について

大阪府リサイクル製品認定制度に申請した製品に関する問合せ先、認定申請書類等に関する問合せ先は、次のとおりです。

R 製品に関する 問合せ先	1 事業所名	〇〇産業株式会社大阪支店
	2 事業所住所	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
	3 事業所郵便番号	〒559-8555
	4 電話番号	06-****-****
	5 FAX番号	06-****-****
	6 ウェブページアドレス	<a href="https://www.***.co.jp">https://www.***.co.jp</a>
S 認定申請書に関する 問合せ先	1 事業所名	〇〇産業株式会社大阪支店
	2 事業所住所	大阪市住之江区南港北1丁目14番16号
	3 事業所郵便番号	〒559-8555
	4 部署名	営業部第一営業課
	5 電話番号	06-****-****
	6 FAX番号	06-****-****
	7 担当者名	****
	8 電子メールアドレス	<a href="mailto:***@***.co.jp">***@***.co.jp</a>
備考		
1 製品に関する問合せ先については、大阪府のホームページ、パンフレット等に掲載します。		
2 上記の内容に変更があった場合は、変更届は不要ですが、下記まで電話、Eメール等でご連絡ください。 変更時の連絡先 大阪府環境農林水産部循環型社会推進室資源循環課 電話06-6210-9567 Email: shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp		

R

「製品に関する問合せ先」

製品や購入方法などの問合せに対応できる問合せ先(事業所名、事業所住所、部署名、電話番号、FAX 番号、ウェブページアドレス)をご記入ください。

※製品に関する問合せ先については、認定後、府ホームページやパンフレットなどに掲載します。

S

「認定申請書に関する問合せ先」

認定申請に関して、府から確認するための連絡先の事業所名、事業所住所、部署名、電話番号、FAX番号、担当者名、メールアドレスをご記入ください。

なお、担当者が異動された場合など連絡先が変わる場合は、変更届は不要ですが、府から連絡できなくなりますので、必ず変更内容をメールなどでご連絡ください。

## 別紙2 記入例

別紙2 (様式第1号関係)

### 製造の品質・安全性への配慮状況について

T

1. 次のとおり、品質管理の担当部署・担当者を定めています。

部署名 **品質管理部 品質管理課**

担当者名 **第一係長 \*\* \*\***

\*参考 to 社内組織図、役割分担表などがあれば添付してください。

2. 次のとおり、日常点検等を実施し、品質管理に努めています。

[日常点検]

U

項目	対象 (ロット、全数等)	点検方法
<b>きず、割れ、破損等の有無</b>	<b>全数</b>	<b>目視点検</b>

3. 次のとおり、試験を実施し品質管理に努めています。

[定期試験、不定期試験]

V

項目	試験頻度	試験方法	実施機関
<b>溶出量試験 (26項目) (鉄鋼スラグ)</b>	<b>年1回</b>	<b>JIS〇〇〇〇</b>	<b>第3者機関で実施</b>
<b>含有量試験 (9項目) (鉄鋼スラグ)</b>	<b>年1回</b>	<b>JIS〇〇〇〇</b>	<b>第3者機関で実施</b>
<b>溶出量試験 (六価クロム) (製品)</b>	<b>ユーザーの求め に応じて実施</b>	<b>JIS〇〇〇〇</b>	<b>第3者機関で実施</b>
<b>強度試験 (製品)</b>	<b>3カ月に1回</b>	<b>JIS××××</b>	<b>第3者機関で実施</b>
<b>強度試験 (製品)</b>	<b>ロットごと</b>	<b>JIS××××</b>	<b>自社で実施</b>

※ 直近の試験結果を添付してください。

T

「品質管理の担当部署・担当者」

品質管理担当部署、担当者名、日常点検状況、定期試験状況などをご記入ください。

U

「日常点検等」

実施している日常点検の内容をご記入ください。

V

「試験」

品質管理のために行っている試験についてご記入ください。

- ・ 試験の実施項目ごとにご記入ください。ISO9001などの品質管理の認証を取得している場合や、強度、耐久性についてのJIS規格などの規格・基準がある場合は、規格の名称及び認証番号をご記入ください。
- ・ 土壌溶出量及び土壌含有量の定期試験・不定期試験についてもご記入ください。
- ・ ご記入いただいた試験について、直近の結果をご提出ください(計量証明書など)。

### 別紙 3 記入例

別紙 3 (様式第 1 号関係)

## 環境法令の遵守状況について

製造工場が適用を受ける環境法令とその遵守状況については、下表のとおりです。

	環境関連法規	適用を受けるもの	遵守状況
1	大気汚染防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
2	水質汚濁防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
3	騒音規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
4	振動規制法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
5	悪臭防止法	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
6	大阪府生活環境の保全等に関する条例	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
7	市町村の環境条例	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>
8	その他 (ダイオキシン類対策特別措置法)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>



**別紙4 記入例**

別紙4 (様式第1号関係)

年間生産量・販売(予定)量

製品名 エコセメント大阪 A

	○年度	△年度	□年度
生産量	1,500t	2,000t	2,500t
販売(予定)量	1,300t	2,100t	2,500t
うち、大阪府に 所在する購入者あて 販売(予定)量	集計なし	集計なし	1,000t
販売(予定)額(税抜)	2,600千円	4,200千円	5,000千円
うち、大阪府に 所在する購入者あて 販売(予定)額	集計なし	集計なし	2,000千円

※「別紙4」は、単独の製品をご申請される場合にご提出ください。

複数の製品をまとめてご申請される場合は、「一覧表」にまとめてご記入ください。

※直近3年間の生産量、販売量及び販売額をご記入ください。新製品などで過去の実績がない場合は、予定量をご記入ください。

※製品の販売者をご申請される場合は、「生産量」については把握している場合のみご記入ください。

※「生産量」及び「販売(予定)量」については、数量の単位(kg、t、個等)についてもご記入ください。

※「販売(予定)額」は、税抜額をご記入ください。「千円」単位でご記入ください。

※「販売(予定)量」及び「販売(予定)額」のうち、大阪府に所在する購入者あてで販売した数量・金額を把握している場合は、ご記入ください。

(参考) 認定対象品目の新旧対照表

修正前		修正後		
分類番号	品目	分類番号	品目	
1	使用済みタイヤ・チューブの再生品	(削除)		
2	高炉スラグ微粉末, 高炉セメント	セメント	(削除)	
3	(削除)	(削除)	(削除)	
4	石炭灰(フライアッシュ)を利用した建材	(削除)		
5	再生PET樹脂を利用した衣服	繊維製品 衣服	1 衣服	
6	工業用繊維製品	工業用繊維製品	2 工業用繊維製品	
7	情報用紙	紙類	(削除)	
8	印刷用紙	紙類	(削除)	
9	衛生用紙		3 衛生用紙	
10	タイルブロック		4 タイルブロック	
11	木材等を使用したボード	再生木質ボード	5 木材などを使用したボード	
12	紙製の事務用品	事務用品・雑貨	6 文具・事務用品	
13	包装用の用紙	事務用品・封筒・雑貨	(削除)	
14	紙製の包装用材	事務用品・雑貨	(削除)	
15	廃木材・間伐材・小径材などを使用した木製品		7 間伐材、再・未利用木材などを使用した製品	
16	再生材料を使用したプラスチック製品	事務用品・雑貨	8 プラスチック製品	装身具・身近細貨品
		屋外家具・園芸用品		玩具・遊具・スポーツ用品・道具
	家庭用品・建築構造用品等			記録メディア等
	繊維製品			包装用品
	フィルム製品			屋内設備・設置用品
	廃棄時に産業廃棄物となる商品			農業・漁業・林業用品
				屋外設備・設置用品
				その他の製品
17	再生材料を使用した土木・建築用製品	舗装材	9 土木・建築用製品	舗装材
		ボード		埋戻材
		左官材料・塗装材		ボード
		ルーフィング材		左官材料
		断熱材・吸音材料		塗装材
		セメント		ルーフィング材
		骨材		セメント
	板ガラス	10 ガラス製品	板ガラス	
	その他 ガラス長繊維		ガラス長繊維	
	(追加)	機器類	11 家具	
19	その他	その他紙類	12 その他	上記以外
		事務用品・雑貨		
		上記以外の品目		

<大阪府リサイクル製品認定制度 問合せ先>

**大阪府 環境農林水産部 循環型社会推進室  
資源循環課 3R 推進グループ**

〒559-8555  
大阪市住之江区南港北 1-14-16  
大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）21 階

電話番号：06-6210-9567(直通)  
ファックス番号：06-6210-9561  
メールアドレス：shigenjunkan-recycle@gbox.pref.osaka.lg.jp  
ホームページ：https://www.pref.osaka.lg.jp/shigenjunkan/recycle-products/